

社会福祉法人熊野町社会福祉協議会
職員（事務職）採用選考試験案内

1. 採用予定人数及び職務の概要

採用予定人数 1名

職務概要 一般事務

- ・ 社会福祉に関する業務全般
- ・ 事業所における窓口対応、相談事務

2. 受験資格

次の（1）から（4）すべての要件を満たす人

（1）昭和39年4月2日以降に生まれた人（令和6年4月1日現在で60歳未満）

（2）普通自動車の運転免許を有する人

（3）日本国籍を有する人

（4）次のいずれにも該当しない人

- ・ 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- ・ 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の日時等

月日	時間	試験内容	合格発表
令和6年3月10日(日)	午前9時00分	小論文(60分)	令和6年3月15日(金)
	午前10時30分	面接	

場所 熊野町地域福祉会館 デイルーム
安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会

4. 申込手続及び受付期間

（1）提出書類

- ・ 申込書
- ・ 普通自動車運転免許証の写し

（2）提出先

〒731-4214

安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号

社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会

（熊野町地域福祉会館 内）

（3）提出期限

令和6年3月4日（月）（必着）

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

5. 待遇、勤務条件

(1) 勤務場所

社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会

(2) 初任給等

初任給は、令和6年4月1日現在で、月額 181,800 円（新規大学卒の場合）ですが、学歴、経験年数に応じてこの額は変わります。そのほかに勤務の状況等に応じて諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等）が支給されます。

(3) 勤務日、勤務時間など

- ・ 勤務時間は原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分です。
- ・ 勤務を要しない日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで。
- ・ 所定労働時間を超える場合、また、勤務を要しない日に勤務をすることがあります。

(4) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金、雇用保険等があります。

6. その他

(1) 採用日は令和6年4月1日（試用期間6カ月）を予定。

(2) 選考に合格した場合でも履歴等に虚偽の記載が判明した場合は採用されません。